

## 設計及び工事の方法の変更認可申請に関する一部補正の内容

4月18日の設計及び工事の方法の変更認可申請後、当社では、国による審査への対応を行うとともに、変更認可申請に関わらない断熱材や冷却空気の流量などに関する細部の設計を進めてきました。

また、審査の過程で、設計の進捗を踏まえて断熱材や冷却空気の流量に関する詳細な説明を行うとともに、これまで変更認可申請に記載していなかった局部コンクリート温度に関する解析結果についても説明を行いました。

今般、変更認可申請の明確化・適正化を図るため、これらの事項を補正することといたしました。主な補正内容は、以下のとおりです。

**【高レベル廃液ガラス固化建屋】**

貯蔵区域側壁流路形成板への断熱材の設置および断熱材の実寸法を記載

貯蔵区域側壁流路形成板の冷却空気吹出し穴の数を記載

**【第1ガラス固化体貯蔵建屋・東棟】**

貯蔵区域側壁流路形成板に設置する断熱材の実寸法を記載

貯蔵区域側壁流路形成板の冷却空気吹出し穴の数を記載

出口シャフト側壁流路形成板への断熱材の設置および断熱材の実寸法を記載

局部的にコンクリート温度が65 を超える箇所に関する解析結果を添付

解析の結果、「出口シャフト迷路板部」、「天井コンクリート（搬送室床部）収納管貫通部」にコンクリート温度が65 を超える箇所が存在するが、局部コンクリート温度の制限値である90 以下（通商産業省告示の解説には、コンクリート温度制限について一般部65 以下、局部90 以下と記載されている）を満足することを確認した。

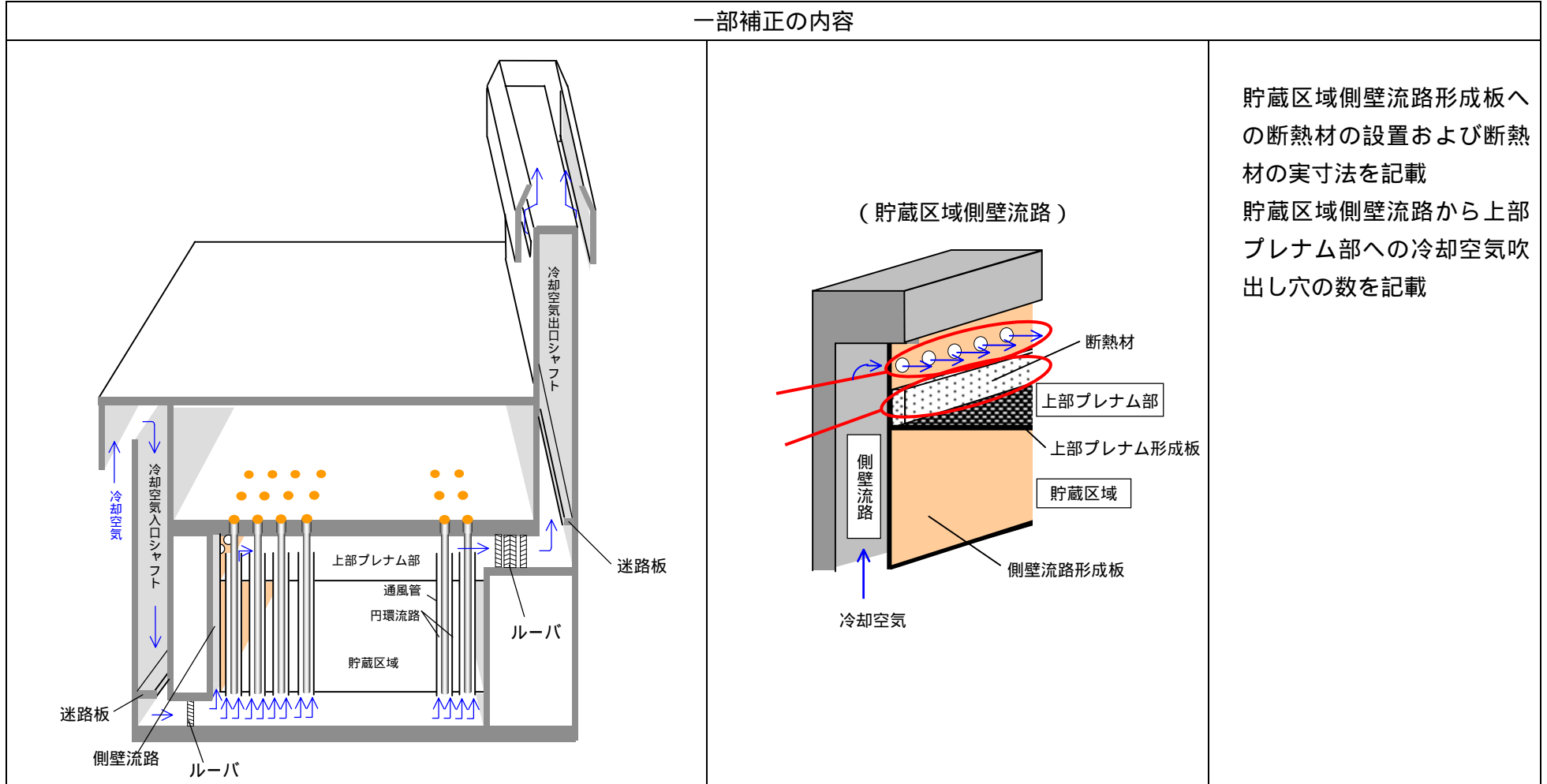
上記以外に、使用前検査受検に必要な寸法等の記載、床面走行クレーン耐震解析結果の一部修正、語句訂正などの補正を行いました。

以上

# 変更認可申請の一部補正の概要

## 【高レベル廃液ガラス固化建屋】

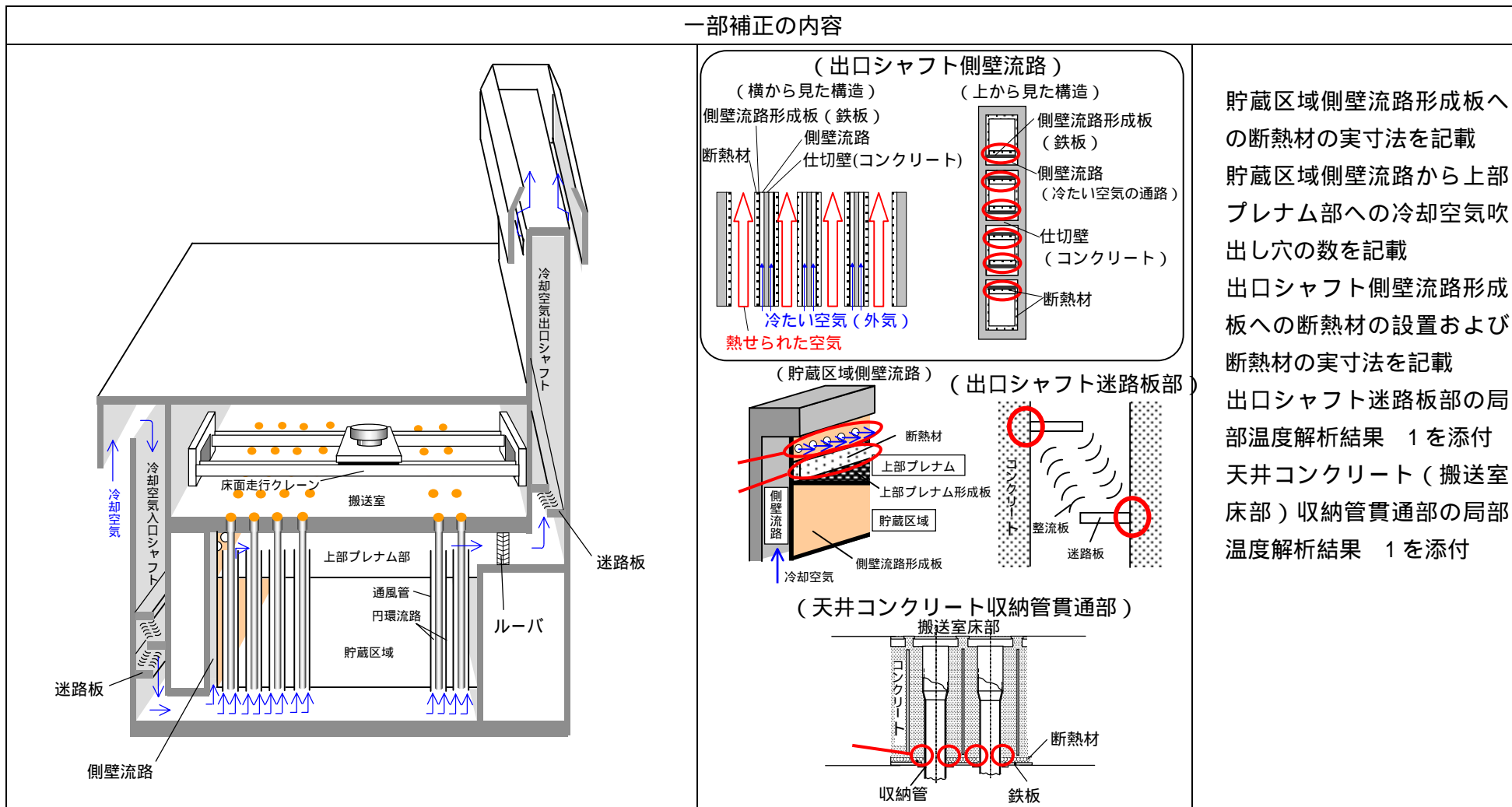
### 一部補正の内容



貯蔵区域側壁流路形成板への断熱材の設置および断熱材の実寸法を記載  
貯蔵区域側壁流路から上部プレナム部への冷却空気吹き出し穴の数を記載

【第1 ガラス固化体貯蔵建屋・東棟】

一部補正の内容



貯蔵区域側壁流路形成板への断熱材の実寸法を記載  
 貯蔵区域側壁流路から上部プレナム部への冷却空気吹出し穴の数を記載  
 出口シャフト側壁流路形成板への断熱材の設置および断熱材の実寸法を記載  
 出口シャフト迷路板部の局部温度解析結果 1を添付  
 天井コンクリート（搬送室床部）収納管貫通部の局部温度解析結果 1を添付

1 局部においても、通商産業省告示の解説に記載されているコンクリートの温度制限（一般部：65 以下、局部：90 以下）を満たしていることを明確に示すため、温度解析結果を添付した。

床面走行クレーン耐震解析結果を一部修正（設計変更は無し）した。